

○経済産業省令第十二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三条第二項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三、産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十七条から第十九条まで又はこの省令第四條の三、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第七項本文、第二十七條第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七條の二第二項、第二十七條の四の二第五項本文(同条第七項において準用する場合を含む)、第三十一條の二第六項本文、第三十八條の二第四項本文、第三十八條の六の二第五項本文、第三十八條の十四第四項本文(同条第六項において準用する場合を含む)、第六十九條第三項本文若しくは第六十九條の二第三項本文の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む)について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの省令第四條の三、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第七項本文、第二十七條第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七條の二第二項、第二十七條の四の二第五項本文(同条第七項において準用する場合を含む)、第三十一條の二第六項本文、第三十八條の二第四項本文、第三十八條の六の二第五項本文、第三十八條の十四第四項本文(同条第六項において準用する場合を含む)、第六十九條第三項本文若しくは第六十九條の二第三項本文に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

改正前

(提出書面の省略)

第十条 同時に二以上の手続(実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という)、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む)をする場合において、特許法第三十条第三項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三、産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)第十七条から第十九条まで又はこの規則第四條の三、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第七項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第二項、第二十七條の四の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む)、第三十一條の二第八項、第三十八條の二第四項、第三十八條の六の二第五項、第三十八條の十四第四項(同条第六項において準用する場合を含む)、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第三項の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件(実用新案法、意匠法、商標法、特例法、産業競争力強化法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む)について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第三項若しくは第四十三條第二項(同法第四十三條の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)、特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三、産業競争力強化法施行令第十七条から第十九条まで又はこの規則第四條の三、第五條から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十五條の七第七項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第二項、第二十七條の四の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む)、第三十一條の二第八項、第三十八條の二第四項、第三十八條の六の二第五項、第三十八條の十四第四項(同条第六項において準用する場合を含む)、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第三項に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官又は審判長は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。